

南九州市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定により、不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の郵便等をもって発送する日を令和 7 年 7 月 2 日とする。

令和 7 年 7 月 2 日

南九州市選挙管理委員会
委員長 門園博徳